



10月1日は浄化槽の日

浄化槽、汚れていませんか？

問い合わせ 下水道施設課 ☎239-1035 FAX237-5819

浄化槽は、トイレや台所などから排出される汚れた水を、微生物の働きを利用してきれいにし、美しく豊かな自然を守っています。浄化槽の機能を適正に保つためには、保守点検・清掃・法定検査が大切です。なお、適正に行われていない場合は、罰則規定があります。

保守点検 県に登録されていて、浄化槽管理士がいる浄化槽保守点検業者に、汚泥(微生物)の管理、機器の点検、消毒剤の補充などをしてもらいましょう(家庭用は、年間で3または4回以上)。

清掃 市長の許可を受けた浄化槽清掃業者に、槽内部にたまった汚泥の抜き取り、機器類の洗浄、掃除などを依頼しましょう(年1回、全ぽっ気方

式は6カ月に1回以上)。

法定検査 保守点検・清掃が適切に実施され、浄化槽が正常に機能しているかを総合的に判断するための検査です。浄化槽法では、年1回、県の指定検査機関である三重県水質検査センターの検査を受けることが義務付けられています。



浄化槽をきれいに保つために

- 台所から天ぷら油などを流さない
- トイレではトイレットペーパー以外のものを流さない
- 送風機(ブローア)の電源は切らない



ご存知ですか？津市市政相談員制度

問い合わせ 地域連携課 ☎229-3105 FAX229-3366

市政相談員は、行政に関する身近な相談窓口です。津市では総務大臣が委嘱した行政相談委員のうち、津市の区域を担当する12人を市政相談員として委嘱しています。毎月、市政相談員が応じる行政相談を市内各地の公共施設で開催していますので、行政区分にとらわれない身近な相談の場としてご利用ください。

また、行政相談は行政や特殊法人などの仕事について、皆さんから意見や要望等をお聞きし、その解決の促進を図る制度です。「手続きが分かりにくい」「どこの窓口に申請してよいか教えて欲しい」

など、行政に対するお困りごとがある時は行政相談委員にご相談ください。

総務省では、この行政相談制度を広く周知することを目的に、10月17日～23日を行政相談週間とし、津市でも以下のとおり行政相談所を設置します。年金、税金、登記、福祉等、市役所の仕事について気軽にご相談ください。費用は無料で、相談内容などの秘密は固く守ります。

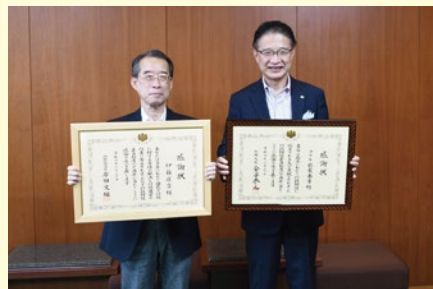
行政相談会

と き 10月17日(月)13時30分～15時30分
と ころ 久居総合福祉会館北館2階会議室

津市の行政相談に関する表彰について

6月30日、津市の行政相談委員である伊藤庄吉委員に対して、21年の長きにわたり行政相談委員としてご活躍され、行政相談制度等の発展に努められた功績が顕著であるとして、内閣総理大臣感謝状が贈呈されました。

また、津市に対しても、行政相談制度等の認知度の向上に寄与したとして、総務大臣感謝状が贈呈されました。



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、広報津に掲載のイベント等は内容の変更や、中止または延期の可能性があります。参加される場合は各問い合わせ先へ確認をお願いします。

また、イベント等の会場では手指消毒、マスク着用、検温、連絡先の確認などにご協力ください。